

岩倉市障害者通所施設歯科健康診査事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者に対する歯科疾患の予防及び早期発見並びに歯科健康教育の推進を図り、健康維持に寄与するため、一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会（以下「岩倉地区会」という。）が行う事業に対し市が交付する岩倉市障害者通所施設歯科健康診査事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、岩倉地区会が行う障害者通所施設における歯科健康診査事業（以下「助成事業」という。）とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、別表のとおりとする。ただし、当該年度における助成金の総額が予算の範囲を超える場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 岩倉地区会は、助成金の交付を受けようとするときは、障害者通所施設歯科健康診査事業助成金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、障害者通所施設歯科健康診査事業助成金交付決定通知書（様式第2）により速やかに岩倉地区会に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 岩倉地区会は、助成事業を完了したときは、速やかに障害者通所施設歯科健康診査事業助成金実績報告書（様式第3）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金を交付するものとする。

2 岩倉地区会は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

別表（第3条関係）

職種	金額（1人当たり）
歯科医師	15,000円
歯科衛生士	9,000円

備考 この金額は、障害者通所施設における歯科健康診査事業の1回当たりの額とする。